

令和2年9月18日

各自治会・町内会 会長様

神奈川県共同募金会旭区支会  
支会長 中野 保弘令和2年度共同募金運動の実施に伴う  
戸別募金（封筒募金）への協力について（お願い）

共同募金の実施に際しましては、例年格別のご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今年も10月1日から全国一斉に共同募金運動が始まり、旭区におきましても様々な募金活動を展開してまいります。

つきましては、自治会・町内会のご協力をいただき「封筒募金」による戸別募金を実施したいと存じます。

新型コロナウイルス感染拡大が続く中、誠に恐縮ではございますが、例年同様ご理解並びにご協力をお願い申し上げます。実施要領に募金活動実施にあたっての注意事項が掲載されておりますので、必ずご一読の上、無理のない範囲で募金活動への御協力をお願いいたします。

## 1. 募金の受付 令和2年10月1日（木）～令和3年3月15日（月）

※例年10月～12月までの3か月間としていましたが、本年度は新型コロナウイルスの社会的な影響を踏まえ翌年3月31日までの6か月間を募金期間として実施します。可能な限りご協力をお願いいたします。

※窓口での受付は平日9時～17時となります。

## 2. 貴会の募金目標額 ￥

(目安額) \_\_\_\_\_

★算出式 戸別募金目標額（赤い羽根+年末）× 貴会世帯数【    】  
【¥22,846,000】 登録世帯数【82,086】

※ 世帯数は令和2年度現況届世帯数

**共同募金にはなぜ目標額があるのか？**（目標額）を定め、地域福祉のための募金と配分に関する計画をたてることが法的に義務づけられています。（社会福祉法第10章第3節第112条）

そして、できる限り“事前に申請された配分の要望”に応えるため、財源を確保することを目標としています。

この「目標額」を世帯数で割った額が1世帯あたりの額（目安額）です。

しかし、あくまでも「目安額」であり、決して「割り当て額」ではありません。

募金を呼びかけていただく際、地域のみなさまにも十分にご理解をいただき、ご協力いただけますよう、よろしくお取り計らいください。

### 3. 募金の受付（回収し、お取りまとめいただいた封筒募金は・・・）

#### 方法 ①【郵便払込】

開封いただき、専用の払込用紙に自治会・町内会名、封筒枚数（一括の場合不要）をご記入の上、最寄りの『郵便局』でお振込みください。

※後日、領収書を会長宛てにお送りいたします。

※募金が集中する時期は領収書の発行に1か月以上かかる場合がございます。あらかじめご了承ください。

※10万円を超える送金に対し、郵便局によってはご依頼人の確認のため免許証などの身分証や（自治会町内会名であれば）会則の提示が要求されることがあります。募金送納の際ご面倒をおかけしますがご承知いただければと存じます。

※目安額が10万円を超える自治会・町内会様には複数枚払込票をお送りいたします。

#### 方法 ②【窓口受付】

封筒枚数をご確認の上、共同募金会旭区支会事務局へご持参ください。

平日9時～17時（土日・平日夜間は受付できません）

※共同募金会旭区支会事務局で集計し、領収書を発行いたします。

※集計に多少お時間をいただきます。

### 4. 募金の取扱い

封筒募金では『赤い羽根（一般）』と『年末たすけあい』の募金を同時にご協力いただいております。受付の際、総額を次のように区分させていただきます。

$$\text{募金総額の} \begin{cases} 70\% = \text{『赤い羽根（一般）』} \\ \quad \quad \quad \times 10\text{円未満の端数は『年末』へ} \\ 30\% = \text{『年末たすけあい』} \end{cases}$$

### 5. 表彰について

大口のご寄付をいただいた方には、神奈川県共同募金会から感謝状が送付されます。下記に該当する寄付者がいらっしゃる場合は、事務局までご連絡ください。

5万円以上ご寄付いただいた個人の方もしくは10万円以上ご寄付いただいた法人・団体

### 6. 配布資料

- |                               |         |
|-------------------------------|---------|
| ①令和2年度共同募金実施要領                | ・・・1部   |
| ②募金専用払込用紙（郵便局）                | ・・・1枚～  |
| ③PR用ポスター                      | ・・・掲示板数 |
| ④「封筒募金の取り扱いについて」（班長・組長へのご依頼文） | ・・・班数分  |
| ⑤委嘱状・ボランティア証                  | ・・・班数分  |
| ⑥共同募金のお願い（あさひだより）             | ・・・世帯数  |
| ⑦募金専用封筒                       | ・・・希望数  |

※配布資料の内、募金専用封筒についてはあらかじめ連合町内会長様にご記入いただいた数を送付します。また、昨年度お申し出のあった自治会町内会へは上記数量を調整させていただきます。不足の資材がある場合には事務局までご連絡ください。

**共同募金会旭区支会**（事務担当：樋野・牧野）

旭区鶴ヶ峰1-6-35 ぱれっと旭内

電話 392-1123 FAX 392-0222



# 令和2年度 共同募金実施要領

## ～ つながりをたやさない社会づくり ～

### 社会福祉法人神奈川県共同募金会

共同募金運動は、昭和22年、誰もが豊かではない戦後の混乱期に、お互いの支え合いの精神のもとに「国民たすけあい運動」の一環として開始されました。

募金の使いみちも、時代の変化とともに、その時々々の社会情勢の中で必要とされるさまざまな福祉活動へ配分の重点を置き、近年は国内で多発する大規模災害時の被災者支援活動も主要な配分事業のひとつとして、県内の地域福祉を推進してまいりました。

令和2年、世界中に感染が広がった新型コロナウイルスの影響は、国内でも多くの人たちに支えられている子ども食堂をはじめ、身体介護を必要とする高齢者や障がい児者の施設など、人を支えるすべての福祉分野にもおよんでいます。さらに、感染拡大を防止するために県域を越えた人的支援が得られず、被災地では地元の方々だけで地道な災害ボランティア活動が行われています。

コロナ禍で人と人との接触する機会が減少したことにより、私たちは日々誰かとのつながり、支え合ってきたことの大切さに改めて気づかされました。ことしの共同募金運動は「つながりをたやさない社会づくり」を全国共通テーマに掲げて、コロナ禍での支援事業や災害支援事業とともに、県内の地域福祉を推進してまいります。

## I 共同募金の役割

### 1. 総合的な募金運動

共同募金とは、地域福祉事業を推進する施設・団体が、それぞれ募金活動を行うことによって生じる混乱を避けるため、共同募金会が総合的に行う寄付金募集です。

### 2. たすけあいの心の普及

共同募金は、住民一人ひとりの“たすけあいの心”を育み、地域で行うさまざまな福祉活動を通じて、福祉文化の創造につながることを願って展開します。

### 3. 民間運動体としての事業展開

民間運動体としての役割を明確にして、事業の公平性・公益性を保つために法令を遵守するとともに、民間資金としての特質である「先駆性」「柔軟性と即応性」「多様性」を十分に発揮して事業を展開します。

### 4. 全国協調と地域性

共同募金運動は、全国一斉に協調して行われますが、実施の区域は都道府県とし、地域福祉を構成する県民との協働により実施します。

### 5. ボランティア活動

共同募金は、ボランティアの組織的な活動による協力を得て推進します。

### 6. 公表

寄付者の信託に基づいて寄付金の公正な管理・配分を、県民の理解と支持を得るために募金及び配分の計画を公表し、共同募金の透明性を確保します。

## II 実施主体

共同募金は、社会福祉法人神奈川県共同募金会と県内58支会(19市25区14町村)で実施します。

## III 募金期間

共同募金運動は、社会福祉法第112条の規定に基づき、厚生労働大臣が定める期間である令和2年10月1日(木)から3月31日(水)までの6カ月間を募金期間とします。

例年、市区町村を単位として実施する募金期間は12月末までとして、1月から3月までの3カ月間は県募金会が中心となって企業との協働事業を推進してまいりました。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の社会的な影響を踏まえて、市区町村を単位として実施する共同募金運動は、例年の募金期間である10月1日から12月31日までの3カ月間に加えて、翌年3月31日までの6カ月間を募金期間として実施いたします。

なお、寄付金は、年間を通じて受け入れを行います。

#### IV 令和2年度共同募金計画

共同募金は、社会福祉法第119条の規定により、民間社会福祉施設・団体が地域福祉を推進するために必要とする資金量をあらかじめ把握して、募金目標額と配分計画を定めて組織的に行う「計画募金」です。

令和2年度は、配分計画及び目標額を次のとおり定めて、募金・配分事業を展開します。

◆ 令和2年度募金目標額(配分計画額)	12億700万円
---------------------	----------

◆ 赤い羽根募金(一般募金)	8億2,101万円
1. 市区町村社会福祉協議会が行う地域福祉活動	3億1,599万円
2. 民間社会福祉施設が行う福祉活動	2億2,350万円
3. 広域的な福祉活動を行う民間団体の事業	5,180万円
4. 小地域で活動する在宅福祉サービス団体の事業	4,000万円
5. 全国共通配分テーマ等に則した重点配分事業	500万円
6. 国内大規模災害時に緊急に対応する資金	3,621万円
7. コロナ禍における緊急支援事業および災害対応事業	600万円
8. 全国的な共同募金の展開にあたる中央共同募金会の事業	351.4万円
9. 県共同募金会が行う事業	8,017.6万円
10. 市区町村支会が行う事業	5,882万円

◆ 年末たすけあい募金	3億8,599万円
-------------	-----------

市区町村社会福祉協議会が当該地域を単位として、援助を必要とする人たちの生活や地域福祉を支えるボランティア団体などの活動を支援するための資金。

#### V 募金活動の展開

募金活動は、前記「Ⅲ 募金期間」に定める期間内に募金ボランティア活動を通じて、ご協力が得られるように次の方法により展開します。

また、「赤い羽根募金」と「年末たすけあい募金」を同時に募集する場合は、各募金の趣旨を明確にして寄付者の誤解を招かないように実施します。

##### 募金活動の実施は、新型コロナウイルスの感染防止に向けたガイドラインに則り、行います

令和2年度共同募金運動は、寄付者である県民の皆さまはもとより、募金ボランティアの方々や共同募金関係者等の感染を防止するため、安心と信頼を担保しながら実施することが求められています。

中央共同募金会では、募金活動を実施するにあたっての衛生配慮に係る基本的な考え方として、「募金活動実施にあたっての衛生配慮に係るガイドライン」(以下「ガイドライン」)を策定しました。ガイドラインでは、健康管理の徹底、手洗い・手指の消毒、マスクの着用、対人距離の確保、衛生管理といった基本的事項に沿って、戸別募金・街頭募金・法人募金などの募金方法別に想定される活動状況の事例を掲載しています。

コロナ禍において、共同募金運動にご参加いただける募金ボランティアの方々や共同募金関係者におかれましては、ガイドラインに則り募金活動を実施していただくよう、ご配慮をお願い申し上げます。

##### 1. 戸別募金

自治会・町内会や民生委員などの協力を得て、共同募金の趣旨・目標額・配分計画などを説明し、住民の自発的な協力によって寄付金が拠出されるように各家庭にお願いする募金です。なお、寄付者の判断の目安として、おおよその寄付金額を示すことは差し支えありませんが、強制感を伴わないよう十分な配慮をお願いします。

- (1) 戸別訪問により募金活動を行う場合は、適宜、手指の消毒を行い、可能であれば屋内には入らず、玄関先等でコミュニケーションをとるようにお願いします。屋内に入る場合は必要最低限の入室時間で退去するようにご配慮ください。
- (2) 寄付金の收受は封筒で行うなど、手渡しはできるだけ控えてください。
- (3) 寄付金を收受した時に発行する所定の領収書は、後刻ポストに投函するなど、手渡しはできるだけ控えてください。
- (4) 高額の寄付者については、所得税・住民税の「寄付金控除」となる“税制上の特典”があることを周知します。
- (5) 自治会・町内会費などから一括して寄付をいただく場合は、事前に共同募金の趣旨を周知して、寄付者の理解を得られるように努めます。  
また、広報紙を各家庭に配布して、広報・啓発活動を推進します。
- (6) 自治会・町内会などに未加入の新興マンション住民に対して、管理組合等の協力を得ながら、募金活動や具体的な使途の周知を図り、事業を展開していきます。

## 2. 街頭募金

ボランティアの協力を得て、鉄道各社の駅構内及び駅周辺やスーパー・商店街などの敷地内で、通行する皆さまにお願いする募金です。

- (1) 1カ所に寄付者やボランティアの皆さまが密集しないよう対人距離を保つことのできる場所を選定し、常にフィジカルディスタンス(物理的距離)に配慮しながら活動されるようお願いいたします。
- (2) 対面状態で大きな声を発することは控えてください。そのために拡声器等や再生装置を用いた呼びかけ手段を準備するなどご配慮ください。
- (3) 掲示物(ラミネート、パネル等)やチラシボックスを設置するなど、趣旨を示しつつ協力を呼び掛けるなどの配慮をお願いします。
- (4) 寄付金の收受は募金箱により行い、手渡しはできるだけ控えてください。
- (5) 赤い羽根の配布にあたっては、袋に小分けする、シートの本数を間引くなど、一枚の羽根に複数の寄付者の手が触れることがないようにご配慮ください。
- (6) 募金箱を開閉する場合は、当該支会の責任者が立ち会って実施します。

## 3. 法人募金

県内の企業・法人などに対して、郵便や訪問によってお願いする募金です。

- (1) 法人募金は、個々の企業などに協力を呼びかけるとともに、経済関係の団体と連携を保ちながら行うように努めます。
- (2) 本支店など法人の組織に関わらず、その事業所の所在する地域の福祉向上に参加されるように理解を求めます。
- (3) 拠出される寄付金が、法人税法上の全額損金扱いとなる“税制上の特典”を周知し、募金の開拓に努めます。
- (4) 募金に際しては、事前に募集計画を立てて依頼先を決定し、ダイレクトメール方式を活用するなどの方法により、寄付先の拡大に努めます。
- (5) 企業や量販店に対しては、社会福祉施設から受配申請のあったテレビ・冷蔵庫などの家電商品等を寄付してもらえるように積極的な働きかけを実施します。

## 4. 学校募金

小・中学校、高等学校、大学、専門学校などに在籍する児童・生徒・学生や教職員にお願いする募金です。

- (1) 学校募金は、児童・生徒の福祉教育の一環として、教育委員会・校長会・PTA・職員組合などの理解を得られるように努めます。
- (2) 募金は、児童・生徒の自主性に配慮した呼びかけによって行いますが、学校・子ども会などに働きかけて、リーフレットやキャラクター仕様の募金箱等を活用することで関心を高めます。

## 5. 職域募金

県内の企業・法人、官公庁などの社員・職員に対してお願いする募金です。

- (1) 職域募金は、企業等で働く方がたを対象としますが、その幹部や労働組合などの理解を得ながら実施します。
- (2) 募金方法は、キャラクターバッジ・クオカード等を活用し、ポスター掲示により広く周知を促すなど、職場の環境に合わせて積極的な活動を促進します。

## 6. イベント募金

県内に拠点を置くプロ・スポーツチームとの協働事業をはじめ、各地域で催される行事の際に呼びかける募金です。

- (1) 基本は「2. 街頭募金」と共通しますが、各スポーツチームや地元自治体が表示している注意事項等を踏まえたうえで、参加人数、会場レイアウトや座席配置等にご配慮ください。
- (2) 会場が屋内である場合は、定期的な換気のご配慮をお願いいたします。

## 7. その他の募金

前記の区分に当てはまらない募金です。

- (1) 子ども会や老人会、ロータリークラブやライオンズクラブなどの企業・法人に該当しない団体からの寄付を受け入れます。
- (2) 個人からの寄付を受け入れます。(個人大口寄付金を含みます)
- (3) 企業との協働事業として実施する「共同募金仕様自動販売機」等を設置して、売り上げの一部を清涼飲料水メーカーから寄付金として受け入れます。
- (4) 金融機関に預け入れた寄付金の預金利息(年2回)は、寄付金として計上します。

## VI 配分事業の展開

### 1. 配分審査

令和2年度共同募金に対して、県内の民間社会福祉施設・団体から寄せられる申請要望は、募金期間終了後、あらかじめ定められた配分計画及び「令和2年度共同募金配分基準」に基づき、公正かつ厳正な審査を行います。

### 2. 配分金による事業の実施

配分金は、年末たすけあい援護資金など、直ちに使用するものを除き、原則として配分決定施設・団体の令和3年度事業費に充当します。

なお、「年末たすけあい募金」による配分事業は、別に定める「令和2年度年末たすけあい運動実施要綱」に基づき実施します。

### 3. 配分金による事業の周知

配分金による事業は、神奈川新聞紙上及び全戸配布資料などを通じて公表するとともに、赤い羽根データベース「はねっと」により、インターネット上で用途を公表します。

また、配分が決定した社会福祉施設・団体からも積極的な広報が行われるよう導きます。

## VII 寄付金の取り扱い

### 1. 寄付金の管理

- (1) 募金ボランティアは受け入れた寄付金を速やかに支会へ納入し、支会は収納した寄付金を速やかに県募金会に送金します。
- (2) 寄付金の取り扱いは厳正を期し、別に定める諸規程に基づいて適正に管理し、寄付者の信託に応えます。

### 2. 共同募金運動経費

共同募金運動の実施に要する経費は、厚生労働省の指導(注)により、募金実績額の概ね1割とし、適正に執行します。

(注)都道府県知事宛・昭和42年9月19日付社庶第340号厚生省社会局長通知

## VIII 個人情報の取り扱い

共同募金を実施する上で取得した個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日法律第57号)及び神奈川県共同募金会「個人情報保護規程」(平成17年6月1日施行)に基づき適正に管理いたします。



# 共同募金2020 地域版

## あさひだより

共同募金会旭区支会  
〒241-0022  
横浜市旭区鶴ヶ峰1-6-35  
横浜市旭区社会福祉協議会内  
TEL:045-392-1123  
FAX:045-392-0222

昨年、皆さまからお寄せいただいた共同募金の額と、そのつかいみちについて  
ご報告いたします。温かいご支援どうもありがとうございました。

令和元年度共同募金寄付金総額

**20,078,815円**



赤い羽根募金…………… 14,149,481円

年末たすけあい募金 …… 5,929,334円

(令和元年度にいただいた寄付金は令和2年度に使われます。)

旭区では旭区ジュニアボランティア(小学生  
福祉ボランティア)が、地域の民生委員児童委  
員協議会・地区社会福祉協議会やボランティ  
アグループと一緒に街頭募金を行っています。



相模鉄道株式会社は、  
赤い羽根共同募金を通して、  
沿線の地域福祉を応援しています!



### 赤い羽根募金のつかいみち

赤い羽根募金は、県共同募金会の配分計画にもとづ  
き、区内を中心に県域で活用されています。

- 区内施設の設備工事等 **6,890,000円**  
区内4カ所の施設に配分され、設備工事などに役立  
てられました。(三ツ境たんぽぽ保育園・偕恵・まどか工  
房・横浜療育医療センター)
- 区内社会福祉団体の事業費 **1,400,000円**  
区内で活動する5つの福祉団体の事業費として助成さ  
れました。(左近山地区社協・鶴ヶ峰地区社協地域ケア部・  
二俣川地区地域ケア桐の会・ワーカーズコレクティブみら  
い・ナルク横浜)
- 令和2年度区社会福祉協議会の事業費 等  
**5,476,030円**
- 県内の福祉施設・団体へ配分 **383,451円**

### 年末たすけあい募金のつかいみち

年末たすけあい募金は、地区社会福祉協議会、障害者  
団体、ボランティアグループなど、すべて旭区内の福祉保  
健活動に活用されています。

- 地区社会福祉協議会の事業費(19地区)  
**5,177,940円**
- 福祉団体助成金 **597,167円**
- 生活困窮者支援事業費(食支援等) **154,227円**

令和2年度区社会福祉協議会の事業費

旭区社会福祉協議会では、共同募金配分金を  
次のような事業で活用しています。

- 区内活動団体への助成金(あさひふれあい助成金 等)
- あさひいき宣言(旭区社協だより)の発行
- きらっとあさひ福祉大会
- 災害見舞金の交付 等

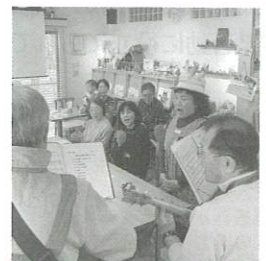
共同募金PR大使  
野毛山動物園の  
ファンボルトペンギン「アポロ」



### 【あさひふれあい助成金活用団体より】

みなとの茶店(認知症カフェ)

南希望が丘地域を拠点として、認知症  
になっても安心して暮らせるまちづくりを  
目指し、当事者、その家族、どなたでも参  
加できる居場所づくり、助け合える地域  
づくりを進めています。



いきいき(お茶のみサロン)

今宿地区に住む高齢者が気軽に  
立ち寄り交流できるサロンです。障害  
のある方もボランティアとして参加  
し、誰もが「いきいき」と活躍できる地  
域共生の居場所を目指しています。



赤い羽根共同募金は10月1日から始まります。  
今年も皆さまのご支援をよろしくお願いいたします。  
(募金は任意です。)

# 令和2年度共同募金運動の全国共通テーマは 「つながりをたやさない社会づくり」です。

新型コロナウイルス感染症の影響は、多くの人たちに支えられている子ども食堂をはじめ、身体介護を必要とする高齢者や障がい児者の施設など、人を支えるすべての福祉分野におよんでいます。さらに、感染拡大を防止するために県域を越えた人的支援が得られず、被災地では地元の方々だけで地道な災害ボランティア活動が行われています。

コロナ禍で人と人との接触する機会が減少したことにより、私たちは日々誰かとつながり、支え合ってきたことの大切さに改めて気づかされました。ことしの共同募金運動は「つながりをたやさない社会づくり」を全国共通テーマに掲げて、コロナ禍での支援事業や災害支援事業とともに、県内の地域福祉を推進してまいります。



©YDB



©Y.F.M



★横浜DeNAベイスターズ  
★横浜F・マリノス  
ともに赤い羽根共同募金を  
応援しています！

## Q 共同募金ってなに？

**A** 共同募金は、民間が行う寄付金募集として、毎年、厚生労働大臣の告示により実施する「たすけあい」の運動です。

昭和22年、戦後復興の一助となることを目的として始まった共同募金は、現在では、皆さまがお住まいの地域の中でさまざまな福祉活動に役立てられています。

皆さまの善意を適正に取り扱うために、募金の使いみちなどが「社会福祉法」で定められています。

## Q 共同募金って何に使われるの？

**A** 募金の7割は、あなたの町の高齢者や障がい者の家事援助や配食・会食サービス、子育て支援などの草の根的ボランティア活動などに役立てられています。

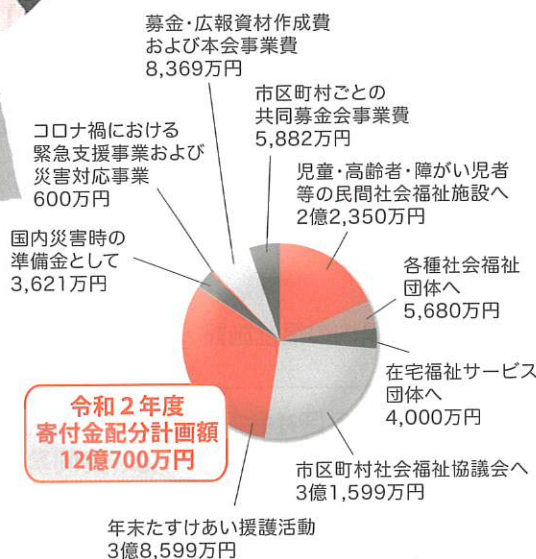
募金の3割は、児童養護施設の遊具や障がい者施設の福祉車両の整備などへの支援をはじめ、コロナ禍での緊急支援活動や国内大規模災害時の災害ボランティア活動に役立てられています。



## Q 募金なのに、どうして目標額があるの？

**A** 地域福祉を進めるために、活動資金をあらかじめ把握して、計画的に募金を行うことが「社会福祉法」で定められているからです。

募金は任意ですが、地域福祉を応援するためにご協力をお願いします。



## 税制の特典があります！

- ◎個人の場合は…所得税・住民税は2,000円を超える金額が寄付金控除の対象となります。  
※故人の遺産を寄付される場合は、租税特別措置法第70条により「相続税」が非課税となる優遇措置があります。
- ◎法人の場合は…「全額損金」扱いとなります。(詳しくは、本会までお問い合わせください)
- 共同募金の用途は、「はねっと」で公開しています。 <https://www.akaihane.or.jp/hanetto>
- 社会福祉法人神奈川県共同募金会では、「個人情報保護に関する法律」(平成15年5月30日・法律第57号)に基づき、個人情報を適正に取り扱います。●寄付のご相談・ご照会は、社会福祉法人神奈川県共同募金会までご連絡ください。  
〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2 電話 045-312-6339

**赤い羽根共同募金にご協力をお願いします！**  
〔募集期間〕10月1日～3月31日(※)

※新型コロナウイルス感染症の社会的な影響を踏まえて、例年の募金期間である10月1日から12月31日までの3カ月間に加えて、翌年3月末までの6カ月間を募金期間として実施いたします。

「令和2年度の目標額は  
**12億700万円**」

じぶんの町を良くするしくみ。  
**赤い羽根共同募金**





NO. 《自治会・町内会》 様

令和2年度 戸別募金（封筒募金）関連資材 一覧表

No.	配布内容	部数
（自治会・町内会長様あて）		
1	依頼状	1枚
（自治会・町内会用）		
2	令和2年度共同募金実施要領	1枚
3	募金用（郵便局）払込用紙	〇枚
4	PR用ポスター（掲示板用）	掲示板数
（班長・組長様あて）		
5	封筒募金の取り扱いについて	班数
6	委嘱状・ボランティア証	班数
（各世帯配付用）		
7	共同募金のお願い【あさひだより】（世帯数分）	世帯数
8	募金専用封筒（ご希望数）	〇枚

※封筒枚数は連合町内会長様にご記入いただいた枚数です。昨年度お申し出のあった自治会町内会へは上記数量を調整させていただきました。不足の資材がある場合には、事務局までご連絡ください。

配布数の不足や内容についてのお問い合わせは・・・

共同募金旭区支会 事務担当：樋野・牧野

旭区鶴ヶ峰 1-6-35 旭区社会福祉協議会内

TEL:045-392-1123 FAX:045-392-0222

受付時間：平日の9時～17時